職場のトラブルには解決方法があります

会社を解雇されたり、給料が支払われなかったりするなど、事業主と従業員との労働関係に関するトラブルを個別労働紛争といいます。個別労働紛争を解決する手続には、裁判所や労働局、弁護士会など複数の機関に様々なものがありますが、各手続にはそれぞれ特徴があり、紛争の実情などを踏まえてどの手続を利用するのが良いのかを検討することが大切です。

裁判所の主な紛争解決手続きは・・・

裁判（民事訴訟）以外にも、いろいろな手続があります。

- 労働審判手続
- 少額訴訟手続
- 民事調停手続

会社と個々の従業員との紛争を解決する裁判所の手続としては、ほかにも仮処分手続などがあります。

紛争を解決するために、各手続の特徴や紛争の実情等を踏まえてどの手続を利用するのが良いのかを検討することが大切です。

◆手続を選択する際のポイント◆

民事調停手続

簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じて双方が納得するまで話し合う手続です。

詳細な主張書面や証拠が必要とされるわけではありません。１人でも手続を行うことができます。

少額訴訟手続

60 万円以下の金銭の支払を求める場合にのみ、原則１回の審理で判決がされるので、比較的単純な事案の解決に有用な手続です。

証拠などの事前準備が必要ですが、１人でも手続を行うことができます。

労働審判手続

原則として３回以内の期日で、権利関係を明らかにし、話合いによる解決を試みながら審判を行う手続です。

証拠などを準備し、主張を的確に行う必要があるため、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

◎問い合わせ先　鹿児島地方裁判所事務局総務課
☎ 099（808）3706